

「化学物質等安全データシート」

(MSDS)における漆の標記に関して

「化学物質等安全データシート」(MSDS)とは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。

この制度は、平成11年7月に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質管理促進法またはPRTR法)」に基づき、平成13年1月1日から実施されました。

MSDS制度の対象となる化学物質は、法律上「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」として定義されており、具体的な物質としては、人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する又は将来的に広く存在する可能性があるものと認められる物質として、政令で計435物質が指定されています。

この435物質の中には、自然塗料としての漆は、指定されておられません。つきましては、弊社の塗料及び塗装に関しまして「漆」の部分のMSDSは、混入のみの記載とさせて頂き、「漆」単体のMSDSは添付いたしませんのでよろしくご理解、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社ユーアイズ
代表取締役 折笠洋一